

地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について 寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和5年6月12日（火）～令和5年7月11日（火）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 財政局税政部税制課（本庁舎2階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）
- エ 各市税事務所
- オ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/pia2.html>

3 意見の受付方法

郵送、持参、ファクス、電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1 団体

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0名	0名	0名	1名	1名

(3) 意見総数

17 件

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要と札幌市の回答

(令和5年6月12日～7月11日実施)

1 地方税賦課徴収事務及び評価書に対するご意見

No.	寄せられたご意見(そのまま)	札幌市の回答
1	<p>業務委託・再委託先業者について: 「競争入札により決定する」「確認方法を札幌市ホームページ…において公表する」となっているが、特定個人情報現時点で決定しているのであれば本評価書に社名を記載すべきだ。 今般の、システム障害で誤交付となった富士通ジャパンの親会社富士通は総務省から通信システムでサイバー対策不備により行政指導を受けている。 また2022年には尼崎市の市民全員のデータが入ったUSBメモリがデータ移管業務で(委託協力職員を行うために外部に持ち出され)紛失した事件もある(後にUSBは発見されたが漏洩・データ不正使用されたかどうかは不明)。 事務委託している業者に富士通やBIPROGY(旧日本ユニシス)が含まれるのか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、評価時点で決定している委託事項については「⑥委託先名」を記載するよう、評価書を修正します。 なお、委託事項「住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託」については、BIPROGY株式会社に委託しています。</p>
2	<p>(全体)リスク管理(措置)について【十分である】から【特に力を入れている(行っている)】は「差・違い」はなにか?</p>	<p>十分な対策を行っている場合には「十分である」、リスクへの対策に特に積極的に取り組んでいる場合には「特に力を入れている」を選択します。本市ではこれまでも個人情報保護について、特に力を入れて取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策について「特に力を入れている」としてあります。</p>
3	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法: (中間サーバー・プラットフォームにおける措置):消去は情報復元不可能な「完全な物理的破壊・破砕」を行い、札幌市の担当者が責任をもって立ち会い、記録を残すべきだ。 (eLTAXシステム認定委託先事業者における措置):情報の消去は上記と同様、復元不可能な消去の確認を札幌市が責任をもって行い記録を残すべきだ。</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームは地方公共団体情報システム機構が整備しておりますので、ディスク交換時等の情報消去時に本市職員が立ち会うことは想定されませんが、同機構において、消去方法を物理的破壊により完全に消去する方法に見直されたことを確認しましたので、評価書を修正します。 一方、認定委託先事業者においては、本市との委託契約終了時には情報が復元不可能となるよう消去させ、本市職員は消去が確実に実施されたことを確認し、記録に残すこととしてあります。また、記録媒体を廃棄する場合には、破砕・溶解などの方法で、情報が確実に復元不可能となる措置を講じることとしてあります。</p>
4	<p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用: 4特定個人情報ファイルの取り扱いを委託・再委託を契約で許しているが、情報漏洩の責任および損害賠償の「立証」はだれが証明し、どのように行うのか。想定・取り決めはあるか。</p>	<p>マイナンバー制度については、法律により全ての自治体で対応が義務付けられていることから、委託(再委託)先における適正な取扱いの確保など、多様なセキュリティ対策を講ずることで、安全に運用できるよう努めているところです。 万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。</p>
5	<p>Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順の手順の内容1～3:特に磁気ディスクの廃棄等については「…消去又は物理的粉砕等を行う」とあるが、(以前に事件があったことはご存じと思うが)、札幌市の担当責任者が立ち会ったうえで、データが復元できないよう「物理的に粉砕」し、復元不可能にしたうえで、その旨の記録を残すべきだ。</p>	<p>磁気ディスクの廃棄時には、原則として本市職員が立ち会い、媒体を物理的に破壊し、確実に復元不可能とすることとしてあります。また、その記録を証拠書類とともに残すこととしてあります。</p>
6	<p>このほか、特定個人情報の消去はすべて常に、責任者立会いの下で物理的破壊による粉砕して完全に消去し、その立ち合い責任記録を残すべきだ。</p>	<p>磁気ディスク以外の記録媒体を廃棄する場合や、記録媒体をリース返却する際にも、物理的に破壊して確実に復元不可能なものとし、その記録を残すこととしてあります。</p>
7	<p>IV評価実施手続き 2 国民・住民等からの意見の聴取の方法:周知について 末尾欄「VI-2①方法」令和4年7月19日変更」で、周知方法変が、札幌市広報(広報さっぽろ)が削除され、ホームページだけになっているが、広報を削除したのはなぜか。募集を実施する旨の周知方法はホームページだけではなく「札幌市広報」でも周知を継続するべきだ。</p>	<p>記載内容は変更しておりますが、意見を募集する際には市民のみならず幅広く周知されるよう、今回も広報さっぽろに掲載したところです。今後も引き続き、広報さっぽろへの掲載に努めてまいります。</p>

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
8	<p>「特定個人情報保護評価書案意見公募の周知方法」について: 本件意見公募は「広報さっぽろ」で知ることができたが、これまで広報に掲載していない「事務」もあったので、すべての「事務」で意見募集を、「広報さっぽろ」で周知して、市民からの意見を公募するべきだ。</p>	<p>特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報ファイルを保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で個人番号を含む個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずるために実施する制度です。このため、多くの市民のみならず関係する事務については、市公式ホームページを通じて事前に意見をお聞きし反映しているほか、意見募集をしなかった事務に関する評価書についても市公式ホームページで公開しているところです。意見を募集する際には市民のみならず幅広く周知されるよう、今後とも広報さっぽろへの掲載に努めてまいります。</p>

No.	寄せられたご意見(そのまま)	札幌市の回答
9	現在、(マイナポイント交付で急激強引に普及させた)マイナンバーカードの「誤登録」問題で、マイナンバーシステムおよびマイナンバーカードに対する市民の不信・不安がまん延している。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられています。地方税の賦課徴収事務においては、マイナンバーと紐づく個人情報が誤って提供されないよう、特定個人情報の入力結果に誤りがないか必ず確認するなど、適正な情報管理に努めております。また、マイナンバー制度については、国が広報・周知を行っているところですが、本市としても住民の信頼を確保できるよう国と連携して引き続き周知してまいります。
10	この制度で「便利」の一つと言われる、マイナンバーカードでの(コンビニ・マルチコピー機使用)証明書交付業務では、委託会社富士通ジャパン(富士通子会社)のシステム障害で、他人の証明書が誤交付が相次ぎ(札幌市でも再点検)、札幌でも「所得額が誤記載の納税証明交付」があったとの報道もあった。	
11	いま全国で続発しているマイナンバーカード健康保険一体化による誤登録や公金給付口座の誤登録は、この「地方税賦課徴収事務」の情報紐付けと情報連携提供でも、「登録ミス」誤情報提供などは起きる可能性があると考え(「ヒューマンエラー」はあってはならない)。とくに公金給付口座の「年金受給口座登録」は、個人情報保護法に則りあくまでも「本人同意」を条件にするべきであって、市長は政府に提言するべきだ。	
12	この「個人番号で特定個人情報を紐付け」て、全国各所で情報連携し提供されるシステムだからこそ、いくらかリスク管理したとしてもエラーや漏洩が危惧される。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定される場所ですが、評価書に記載するような多様なセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏洩等の事故がないよう努めます。
13	医療機関・薬局、社会保険事務所顧客情報、名古屋港湾システムなどでも(身代金要求ウイルス・ランサムウェアなどによる)サイバー攻撃が各所で起きており、セキュリティ対策が重大課題となっている。	
14	市民、住民が行政に預けている「膨大な個人情報」を「一生変わらない2桁の個人番号」で紐付けるシステムであるからこそ、個人情報の漏洩(=他人の証明書の誤交付・他人の情報を閲覧できてしまう)の危険性・危惧が増すことになる。 そしていまマイナンバー制度は、国民・住民に十分理解されないままに、強引にすすめられて(システム上不備があるにもかかわらず、健康保険証を廃止してマイナンバーカードICチップに登録させ、「任意」から事実上の義務化に向かっており、これが今回の誤登録トラブル多発)、自治体・健康保険組合団体は、個人番号と個人情報の登録点検に追われている状況のようだ(個人情報保護委員会がデジタル庁に個人情報漏洩で「検査」に入るようだ)。	
15	個人情報を個人番号(共通番号)で何もかもを紐付け接続連携提供して、データの民間利用拡大するのではなく、(例えばドイツのように)納税などに限定するべきだ。(実際に、このマイナンバーシステムで「便利」と感じるのは「確定申告」が多いと聞く。)	
16	自治体が自力(公務員)で行政事務を行うことができないから、民間業者に業務委託(再委託)せざるを得ない情報連携提供システムであるために、多種多様な情報漏洩が危惧され、実際に起きている。 市民の生命財産を含む膨大な個人情報を預けるからこそ、漏洩被害があつてからでは遅く、あらゆる方策に努めるべきだ。コンビニ交付を拡大して、誤交付(個人情報漏洩)が続発することは許されない。 市長は、「特定個人情報保護評価書宣言」のとおり、市民一人一人の権利利益のために、責任をもって、市民のプライバシー権を護ることに専念し、万が一システムの不具合やサーバー攻撃などで個人情報漏洩があつた場合には、「直ちに公表」して市民・住民の不安や疑問に誠実に答え、その対処(方法)責任を説明するべきだ。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定される場所ですが、評価書に記載するような多様なセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏洩等の事故がないよう努めます。なお万が一、個人情報の漏洩があつた場合の責任につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。
17	個人情報保護法が改定(改悪)されて、匿名加工された「ビッグデータ」を民間で利用できることになっているが、いくら匿名加工しても個人を特定できる技術がある。 札幌市は、国の法改定に順じて安易に個人情報保護条例を廃止した。これは憲法に保障された地方自治権の放棄と言わざるを得ないと考える。市民の生命財産個人情報を護るために、憲法に保障された地方自治権を発揮して、いったんマイナンバーシステムをストップし、情報連携提供を再考するよう提言するべきだ。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。